糸満市障がい児福祉のしおり

障害の有無に関わらず、

子育てのしづらさを相談したい場合、下記のページをご参考にしてください。

〇育児相談･･･41P
〇ペアレント･プログラム･･･47P

糸満市地域自立支援協議会　子ども・療育部会

令和６年３月

目次

手帳 2
- ■ 身体障害手帳 2
- ■ 療育手帳 3
- ■ 精神保健福祉手帳 4

記録 5
- ■ 新サポートノートえいぶる 5

生活　サービス 6
- ■ 居宅介護 6
- ■ 短期入所 7
- ■ 日中一時支援事業 7
- ■ 意思疎通支援事業 8

生活　支給・貸出 9
- ■ 補装具費の支給 9
- ■ 日常生活用具費の支給 10
- ■ 福祉機器（用具）等の貸出 11

生活　控除・免除 12
- ■ 所得税・住民税等の障害者控除 12
- ■ 住民税の非課税 12
- ■ 自動車税等の減免 13
- ■ NHK 放送受信料の免除 13
- ■ 電話番号案内の無料利用 14
- ■ 携帯電話料金の割引 15

生活　手当 16
- ■ 障害児福祉手当 16
- ■ 特別児童扶養手当 16

生活　割引 17
- ■ バス・ゆいレール運賃割引 17
- ■ いとちゃん mini 18
- ■ タクシー運賃割引 18
- ■ 航空旅客運賃の割引 19
- ■ 高速道路通行料金の割引 19
- ■ 那覇空港旅客ターミナルビル駐車場割引 19

生活　移動 20
- ■ ガイドヘルパー（移動支援事業） 20
- ■ 行動援護 20
- ■ 同行援護 21

■ 駐車禁止除外指定車標章 21
■ 沖縄県ちゅらパーキング利用証制度 22
■ 障害者に関するマーク 23
医療　助成 27
■ 自立支援医療（育成医療） 27
■ 自立支援医療（精神通院） 28
■ 重度心身障害者医療費助成 29
■ 小児慢性特定疾病医療費助成制度 30
■ 特定医療費（指定難病）公費負担制度 31
育む　療育 32
■ 児童発達支援 32
■ 放課後等デイサービス 33
■ 保育所等訪問支援 33
育む　保育 34
■ 特別支援教育・保育（加配保育） 34
育む　教育 35
■ 就学相談 35
■ 就学相談会 35
■ 県立西崎特別支援学校幼稚部　案内 36
■ 県立西崎特別支援学校　教育相談 37
楽しむ 38
■ 地域活動支援センター 38
■ 声の広報 38
■ 糸満市放課後児童クラブ（障がい児受入） 39
■ 子どもの居場所 39
相談 41
■ 育児相談 41
■ 指定特定相談支援事業所 43
■ 相談支援事業（委託相談） 46
■ 沖縄県医療的ケア児支援センター 46
家族支援 47
■ ペアレント・プログラム 47
情報発信 48
■ 沖縄県発達障がい者支援センター　がじゅま～る 48

※令和６年３月時点の情報です。最新情報は各窓口へお問い合せください。

生活

サービス
- 居宅介護(介護給付) p.6
- 短期入所(介護給付) p.7
- 日中一時支援事業 p.7
- 意思疎通支援事業 p.8

支給・貸出
- 補装具費の支給 p.9
- 日常生活用具費の支給 p.10
- 福祉機器（用具）等の貸出 p.11

移動
- ガイドヘルパー(移動支援事業) p.20
- 行動援護 p.20
- 同行援護 p.21
- 駐車禁止除外指定車標章 p.21
- 沖縄県ちゅらパーキング利用証制度 p.22
- 障害者に関するマーク p.23

割引
- バス・ゆいレール運賃割引 p.17
- いとちゃん mini p.18
- タクシー運賃割引 p.18
- 航空旅客運賃の割引 p.19
- 高速道路通行料金の割引 p.19
- 那覇空港旅客ターミナルビル駐車場割引 p.19

控除・免除
- 所得税・住民税等の障害者控除 p.12
- 住民税の非課税 p.12
- 自動車税等の減免 p.13
- NHK 放送受信料の免除 p.13
- 電話番号案内の無料利用 p.14
- 携帯電話料金の割引 p.15

手当
- 障害児福祉手当 p.16
- 特別児童扶養手当 p.16

相談

相談
- 育児相談 p.41
- 指定特定相談支援事業所 p.43
- 相談支援事業（委託相談） p.46
- 沖縄県医療的ケア児支援センターp.46

家族支援
- ペアレント・プログラム p.47

情報発信
- 沖縄県発達障がい者支援センター がじゅま～る p.48

手帳
- 身体障害手帳 p.2
- 療育手帳 p.3
- 精神保健福祉手帳 p.4

記録
- 新サポートノート えいぶる p.5

医療

助成
- 自立支援医療(育成医療) p.27
- 自立支援医療(精神通院) p.28
- 重度心身障害者医療費助成 p.29
- 小児慢性特定疾病医療費助成制度 p.30
- 特定医療費（指定難病）公費負担制度 p.31

楽しむ

イベント
- 地域活動支援センター p.38
- 声の広報 p.38

放課後
- 糸満市放課後児童クラブ（障がい児受入） p.39

子どもの居場所
- 子どもの居場所 p.39

育む

療育
- 児童発達支援 p.32
- 放課後等デイサービス p.33
- 保育所等訪問支援 p.33

保育
- 特別支援教育・保育(加配保育) p.34

教育
- 就学相談 p.35
- 就学相談会 p.35
- 県立西崎特別支援学校幼稚部案内 p.36
- 県立西崎特別支援学校 教育相談 p.37

手帳

■ 身体障害手帳

内容	身体に障害のある人が各種サービスを受けるために必要な手帳です			
対象	障害の程度が1級から6級までに該当する人に、沖縄県から手帳が交付されます			
障害種別	・視覚（1級～6級） ・聴覚（2級～4級、6級） ・平衡機能（3級、5級） ・音声言語またはそしゃく機能（3級～4級） ・肢体不自由 上肢（1級～7級）／下肢（1級～7級）／体幹（1級～3級、5級）／ 運動機能（1級～7級） ・心臓機能（1級、3級～4級） ・じん臓機能（1級、3級～4級） ・肝臓機能（1級～4級） ・呼吸機能（1級、3級～4級） ・ぼうこうまたは直腸機能（1級、3級～4級） ・小腸機能（1級、3級～4級） ・免疫機能（1級～4級）			
申請に必要なもの	①申請書（様式は市役所にあります） ②診断書（様式は市役所にあります） ※診断書を記載できる医師は指定されていますので、詳しくはお問い合わせください ③写真1枚（タテ4cm×ヨコ3cm） ④印鑑（認印可） ⑤マイナンバー			
申請場所	糸満市役所　障害福祉課			
	TEL	098(840)8103	FAX	098(840)8152

※申請後、沖縄県の審査を経て、手帳が交付されるまでに約2～4 ヶ月間要することをあらかじめご了承ください

■ 療育手帳

内容	知的障害のある人が各種サービスを受けるために必要な手帳です			
対象	申請後、障害程度を総合判断して、 A1（最重度）、A2（重度）、B1（中度）、B2（軽度）に判定されます			
判定	18歳以上：「沖縄県知的障害者更生相談所」 那覇市首里石嶺町 4-385-1（098-886-2115） 18歳未満：「沖縄県中央児童相談所」 那覇市首里石嶺町 4-402-2（098-886-2900）			
申請に必要なもの	① 申請書（様式は市役所にあります） ② 生育歴（様式は市役所にあります） ③ 写真1枚（タテ4cm×ヨコ3cm） ④ 印鑑（認印可） ※初回申請のみ市役所です。再判定は、児童相談所（18 歳以上は更生相談所）で申し込みです。			
申請場所	糸満市役所 障害福祉課			
	TEL	098（840）8103	FAX	098（840）8152

※申請後、沖縄県の審査を経て、手帳が交付されるまでに約2～4 ヶ月間要することをあらかじめご了承ください

■ 精神保健福祉手帳

<table>
<tr><td>内容</td><td colspan="4">精神に障害のある人が各種サービスを受けるために必要な手帳です</td></tr>
<tr><td>対象</td><td colspan="4">精神障害のため、日常生活や社会生活に制限がある人で、障害の程度によって1級から3級に区分されています</td></tr>
<tr><td>申請に必要なもの</td><td colspan="4">
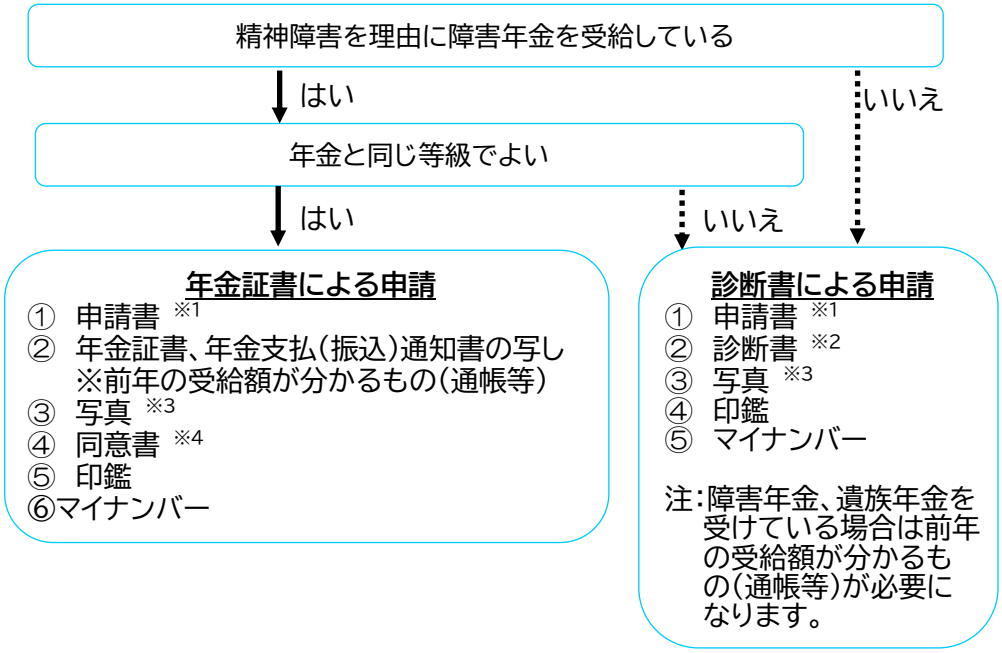

※1 申請書(様式は市役所と医療機関にあります)
※2 診断書(様式は医療機関にあります)
※3 写真サイズ:タテ4cm × ヨコ3cm(1枚)
写真は拒否することもできます。
※4 同意書(社会保険事務所へ照会するために必要です)
</td></tr>
<tr><td rowspan="2">申請場所</td><td colspan="4">糸満市役所　障害福祉課</td></tr>
<tr><td>TEL</td><td>098(840)8103</td><td>FAX</td><td>098(840)8152</td></tr>
</table>

※申請後、沖縄県の審査を経て、手帳が交付されるまでに約2～4 ヶ月間要することをあらかじめご了承ください

記録

■ 新サポートノートえいぶる

内容	ご本人のプロフィールや支援の経過などの記録を一冊にまとめ、必要な情報をつづるオリジナルファイルです。各ライフステージにおいて、スムーズな情報の引き継ぎおよび共有が図られることで、一貫したよりよいサポートが受けやすくなることを目的に作成されました。 各種の相談や支援を受ける際に見せることで、説明の負担を軽くし、あわせて関係者にも十分に理解してもらえるようにするためのツールとしてもご活用いただけます。			
対象	発達障害のある方もしくは発達の気になる方やそのご家族 お子さんの成長や子育てなどに不安のある保護者の方			
配布先	・糸満市障害福祉課、糸満市健康推進課、糸満市こども未来課、糸満市教育委員会学校教育課にて配布しています。問い合わせの上、在庫をご確認ください。 ・「沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課」ホームページからもダウンロード出来ます。 ※「沖縄県発達障がい者支援センター　がじゅま～る」のホームページにて、作成補助動画を視聴する事が出来ます。			
発行元	沖縄県発達障がい者支援センター　がじゅま～る			
	TEL	098(982)2113	FAX	098(982)2114
	沖縄県子ども生活福祉部　障害福祉課　地域生活支援班			
	TEL	098(866)2190	FAX	098(866)6916
	沖縄県教育庁　県立学校教育課　特別支援教育室			
	TEL	098(866)2715	FAX	098(866)2718

生活 サービス

■ 居宅介護

内容	自宅において、入浴、排せつ、食事などの介護を行います。介護給付サービスの一つです			
対象	障害のある児童 （障害者手帳、特別児童扶養手当などを受給していることを証明する書類、医師の診断書など）			
申請に必要なもの	① 障害児であることが確認できる書類（以下のいずれか） ・障害者手帳 ・特別児童扶養手当を受給していることを証明する書類（受給者証など） ・医師の診断書など（障害があると認められるもの） ② 世帯員全員の個人番号が確認できる書類（マイナンバーカードなど） ③ 認印			
利用者負担	原則として、利用者は、事業者から提供されたサービスの対価の 1 割を負担し（定率負担）、食費等の実費を全額負担します。定率負担については、利用者の負担が多くなりすぎないよう、利用者の属する世帯の所得状況に応じて上限額が設定されています。			
申請場所	糸満市役所 障害福祉課			
	TEL	098(840)8103	FAX	098(840)8152

■ 短期入所

内容	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めて施設で入浴、排せつ、食事などの介護を行います。介護給付サービスの一つです			
対象	障害がある児童 （障害者手帳、特別児童扶養手当などを受給していることを証明する書類、医師の診断書など）			
申請に必要なもの	① 障害児であることが確認できる書類（以下のいずれか） ・障害者手帳 ・特別児童扶養手当を受給していることを証明する書類（受給者証など） ・医師の診断書など（障害があると認められるもの） ② 世帯員全員の個人番号が確認できる書類（マイナンバーカードなど） ③ 認印			
利用者負担	原則として、利用者は、事業者から提供されたサービスの対価の 1 割を負担し（定率負担）、食費等の実費を全額負担します。定率負担については、利用者の負担が多くなりすぎないよう、利用者の属する世帯の所得状況に応じて上限額が設定されています。			
申請場所	糸満市役所　障害福祉課			
	TEL	098(840)8103	FAX	098(840)8152

■ 日中一時支援事業

内容	障がいのある人の日中における活動の場を確保することにより、障がいのある人の家族の就労支援および日常的に介護している家族の一時的な休息を図ることを目的としています			
対象	市内に居住する障害者等			
申請に必要なもの	障害児であることが確認できる書類（以下のいずれか） ・障害者手帳 ・特別児童扶養手当を受給していることを証明する書類（受給者証など） ・医師の診断書など（障害があると認められるもの）			
利用者負担	1割負担（生活保護受給者を除く）			
申請場所	糸満市役所　障害福祉課			
	TEL	098(840)8103	FAX	098(840)8152

■ 意思疎通支援事業

内容	聴覚、音声・言語機能、視覚その他の障害のため、意思の伝達に支援が必要な障害者などに対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業などを行います。その他、市役所社会福祉課窓口に手話通訳者を配置し、各種行政手続きの支援を実施します			
対象	聴覚障害者、音声・言語機能障害者、視覚障害者			
申請場所	糸満市役所　障害福祉課			
	TEL	098(840)8103	FAX	098(840)8152

生活　支給・貸出

■ 補装具費の支給

内容

身体障害者(児)の失われた機能を補完するため、補装具の製作と修理に要する費用の支給が受けられます。また、一部の補装具は沖縄県(身体障害者更生相談所)の判定を必要とします。品目については以下のとおりです

障害種別	補装具名
視覚障害	盲人安全つえ・義眼・矯正眼鏡・弱視眼鏡・遮光眼鏡
聴覚障害	補聴器
肢体不自由	義手・義足・装具・車いす・電動車いす・歩行器・歩行補助つえ・座位保持装置・意思伝達装置 ※18歳未満の児童はその他、座位保持いす・起立保持具・頭部保持具・排便補助具があります
内部障害	車いす・歩行補助つえ

対象

・身体障害者手帳をお持ちの人
・難病患者の方(すべての品目について対象となりますが、判定により却下となる場合もあります。)

※ただし、介護保険や労災などの制度が優先適用されます。また、治療用装具は対象になりません
※事前申請が必要となります

申請に必要なもの

① 申請書(様式は市役所にあります)
② 医師の意見書及び処方せん(様式は市役所にあります)
※一部の補装具は意見書及び処方せんを必要としており、記載できる医師は指定されていますので、詳しくはお問い合わせください
③ 補装具業者からの見積書
④ 身体障害者手帳(難病患者の方についてはお問い合わせください)
⑤ 印鑑(認印可)
⑥ マイナンバー

利用者負担

補装具の自己負担上限月額は次の表のとおりです。

所得区分	世帯の収入状況	上限額
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得1	市民税非課税世帯で障害者の年収が80万円以下	0円
低所得2	市民税非課税世帯で「低所得1」以外	0円
一般	市民税課税世帯で市民税額(所得割)が46万円未満	37,200円
一定所得以上	市民税課税世帯で市民税額(所得割)が46万円以上	支給対象外

申請場所

糸満市役所　障害福祉課

TEL	098(840)8103	FAX	098(840)8152

■ 日常生活用具費の支給

内容

身体障害者などの日常生活を容易にするため、日常生活用具費の支給が受けられます。
品目については以下のとおりです

日常生活用具名
特殊寝台・特殊マット・特殊尿器・入浴担架・体位変換器・移動用リフト・訓練いす(児)・入浴補助具・便器・T 字状、棒状のつえ・移動、移乗支援用具・頭部保護帽・特殊便器・火災警報器・自動消火器・電磁調理器(者)・歩行時間延長信号機用小型送信機・聴覚障害者用屋内信号装置(者)・透析液加温器・ネブライザー・電気式たん吸引器・酸素ボンベ運搬車(者)・盲人用体温計・盲人用体重計(者)・盲人用血圧計・携帯用会話補助装置・情報通信支援用具・点字ディスプレイ(者)・点字器・点字タイプライター・視覚障害者用ポータブルレコーダー・視覚障害者用活字文書読上げ装置・視覚障害者用拡大読書器・盲人用時計(者)・聴覚障害者用通信装置・聴覚障害者用情報受信装置・人工喉頭・点字図書・物品識別装置・ストーマ装具・紙オムツ・収尿器・居宅生活動作補助用具(住宅改修)等

対象

・身体障害者手帳
・難病患者の方

※一部の品目については、療育手帳、精神保健福祉手帳をお持ちの方も対象となります
※対象要件がありますので、事前にお問合せください。
※事前申請が必要となります

申請に必要なもの

① 申請書(様式は市役所にあります)
② 事業者からの見積書
③ 身体障害者手帳(療育手帳・精神保健福祉手帳)
※難病患者の方についてはお問い合わせください。
④ 印鑑(認印可)
⑤ マイナンバー
⑥ 医師の意見書(希望する品目において必要な場合があります)

利用者負担

日常生活用具の自己負担上限月額は次の表のとおりです

所得区分	世帯の収入状況	上限額
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得1	市民税非課税世帯で障害者の年収が80万円以下	15,000円
低所得2	市民税非課税世帯で「低所得1」以外	24,600円
一般	市民税課税世帯で市民税額(所得割)が46万円未満	37,200円
一定所得以上	市民税課税世帯で市民税額(所得割)が46万円以上	支給対象外

申請場所

糸満市役所障害福祉課

TEL	098(840)8103	FAX	098(840)8152

※糸満市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業が平成25年4月より開始されました。詳しくは障害福祉課までお問い合わせ下さい。

■ 福祉機器(用具)等の貸出

内容	在宅で日常生活において福祉機器(用具)を必要とされる方に対し、福祉用具の貸出を行っています。(車イス・一本杖・四点杖・松葉杖・四点歩行器・ポータブルトイレ・シャワーチェア・介護用ベッド) ※在庫がなく、お貸しすることができない場合もありますので、事前に確認のお電話をお願いします。 ※機器(用具)は糸満市社会福祉協議会事務所にて申請者へ直接お渡しとなります。 ※貸出期間については、原則 3 ヶ月となります。(福祉用具販売店やレンタル対応事業所などへ相談し、購入やレンタル等をご検討ください)			
対象	・糸満市内にお住まいの方 ・障がいや疾病等を理由に、一時的に福祉機器(用具)を必要とされている方 ・介護保険の制度利用までに時間のかかる方 ※制度の利用開始まで(認定がおりるまで)のつなぎの期間のみの貸出になります。日常生活において、継続的に福祉機器(用具)が必要な方については、対象外となります。			
申請に必要なもの	来所にて借用許可申請書を記入し提出。			
利用者負担	無料			
申請場所	糸満市社会福祉協議会			
	TEL	098(994)0563	FAX	098(994)0562

生活　控除・免除

■ 所得税･住民税等の障害者控除

内容	所得税･住民税の障害者控除が受けられます ●障害者控除 ●特別障害者控除 ●同居特別障害者である扶養控除 ※詳しくは窓口へお問い合わせください			
対象	本人または控除対象配偶者、扶養親族が身体障害者手帳･療育手帳･精神保健福祉手帳の等級要件に該当している場合 ※詳しくは窓口へお問い合わせください			
問い合わせ	糸満市役所　税務課(住民税に関すること)			
	TEL	098(840)8128	FAX	098(840)8153
	那覇税務署(所得税･相続税･贈与税等に関すること)			
	TEL	098(867)3101		

■ 住民税の非課税

内容	本人の合計所得が年間135 万円以下の場合は住民税が非課税になります。 ※詳しくは窓口へお問い合わせください			
対象	身体障害者手帳･療育手帳･精神保健福祉手帳の等級要件に該当し、前年の合計所得金額が 135 万円以下の方です。 ※詳しくは窓口へお問い合わせください			
問い合わせ	糸満市役所　税務課			
	TEL	098(840)8128	FAX	098(840)8153

■ 自動車税等の減免

内容	心身に障害のある人のご家族が所有する車輌の自動車税・自動車取得税の減免が受けられます。 ●減免額 当該自動車にかかる自動車税及び自動車取得税の全額 ●その他の注意事項 ＊減免される自動車は障害者1人について1台です ＊事業用の自動車は該当しません ＊車を乗り換えられる場合（登録または抹消）には、新たな車について減免申請を行う必要があります。 ●その他の注意事項 手帳による減免を受けられない人でも、身体障害者などが利用するために、車いす昇降装置・固定装置などを装備した車輌について、減免制度を利用できる場合があります。 ※詳しくは担当窓口へお問い合わせください			
対象	身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳をお持ちの人や生計を一緒にする人が所有する自動車で、手帳の等級要件など一定の要件を満たす場合			
申請場所	自動車税事務所（自動車税・自動車取得税に関すること）			
	TEL	098(879)1627		
	糸満市役所　税務課（軽自動車税に関すること）			
	TE	098(840)8128	FAX	098(840)8153

■ NHK 放送受信料の免除

内容	NHK の放送受信料の全額または半額免除が受けられます ※詳しくは担当窓口へお問い合わせください			
対象	次のいずれかに該当する人です ●全額免除になる場合 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳をお持ちの人がいる世帯で、世帯員全員が市町村民税非課税（住民税）の場合 ●半額免除になる場合 ① 契約者が視覚・聴覚障害者で世帯主の場合 ④ 契約者が身体障害者手帳1～2級で世帯主の場合 ⑤ 契約者が療育手帳 A1～A2 で世帯主の場合 ⑥ 契約者が精神保健福祉手帳1級で世帯主の場合			
申請に必要なもの	●申請書（窓口にあります） ●障害者手帳（身体・知的・精神） ●印鑑			
申請場所	糸満市役所障害福祉課			
	TEL	098（840）8103	FAX	098（840）8152

■ 電話番号案内の無料利用

内容	西日本電信電話株式会社(以下、NTT 西日本)は、視覚障がい、肢体不自由、知的障がい及び精神障がいのある方に対し、無料で電話番号を案内する「ふれあい案内」を提供しています。104 番へお電話いただき、「ふれあい案内」ご利用希望をお申し出の上、「ふれあい案内登録番号、暗証番号」をお伝えいただくと、お問合せの電話番号をご案内します。			
対象	次のいずれかに該当する方です ① 視覚障害者1～6級 ② 肢体不自由(上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい1、2級 ③ 聴覚障がい(2 級、3 級、4 級、6 級(1 級、5 級はなし)) ④ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい ⑤ 療育手帳をお持ちの方 ⑥ 精神保健福祉手帳をお持ちの方			
申請に必要なもの	「ふれあい案内」のご利用にあたっては、事前登録が必要となります。「ふれあい案内事務局」まで、FAX または電話にて、ご登録希望の旨ご連絡ください。			
申請場所	NTT 西日本　ふれあい案内事務局 ※受付時間は、午前 9 時～午後 5 時(土曜、日曜、祝日及び年末年始を除く)となります。			
	TEL	0120(104)174	FAX	0120(104)134

■ 携帯電話料金の割引

内容	基本使用料や月額使用料、通話料等の割引が受けられます。 ※詳しくは各携帯電話販売店へお問い合わせください。	
対象	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神保健福祉手帳 ・特定疾患医療受給者証 ・特定疾患登録者証 ・特定医療費(指定難病)受給者証 ※その他の対象要件については、各社で異なります。詳しくは各携帯電話販売店へお問い合わせください。	
申請に必要なもの	各種手帳・証明書	
お問合せ先	下記お問合せ先は、フリーダイヤルとなっています。お近くの携帯電話販売店へご連絡する際は、各自でご確認ください。	
	●NTT ドコモ	
	TEL	0120(800)000
	●au	
	TEL	0120(977)033
	●ソフトバンク	
	TEL	0088(21)2000

生活　手当

■ 障害児福祉手当

内容	心身に重度の障害をお持ちの児童は手当が受けられます ※ただし、障害の程度により認定されない場合もあります ●手当月額　14，850円（令和４年4月分～） ※年度によって金額設定が変わります。 （3ヶ月分まとめて2・5・8・11月に支給します）			
対象	20歳未満で、おおむね身体障害者手帳1級、または療育手帳A1程度の障害をお持ちの児童です。次のいずれかに該当している人は、手当が受けられません ・施設に入所している人 ・障害年金を受給している人 ・障害による公的年金を受けている人			
申請場所	糸満市役所　障害福祉課			
	TEL	098(840)8103	FAX	098(840)8152

■ 特別児童扶養手当

内容	障害をお持ちの児童がいる家庭は手当が受けられます ●手当月額　4ヶ月分まとめて4・8・11 月に支給されます ・1級（重度）：53,700円（令和５年4月分～） ・2級（中度）：35,760円（令和５年4月分～） ※年度によって金額設定が変わります。			
対象	法令に定める程度の障害の状態にある20歳未満の子どもを扶養している父もしくは母または養育者です。 ●対象児童の障害の状態（1級・2級）については、申請者から提出された特別児童扶養手当認定診断書に基づき、審査して認定いたします。そのため、身体障害者手帳や療育手帳をお持ちでなくても手当を受けられる場合があります。 次のいずれかに該当している人は、手当が受けられません ・施設に入所している人 ・父母または養育者と同居している家族の所得が基準額を超えている場合 ・児童が障害による公的年金を受けている場合			
申請場所	糸満市役所　こども未来課			
	TEL	098(840)8191	FAX	098(840)8154

生活　割引

■ バス・ゆいレール運賃割引

内容	バス・ゆいレールの運賃割引が受けられます。 特定の障がい者手帳を提示することで、ご本人と介護者(1 人につき 1 人まで)は割引(5割)を受けられます。			
対象	身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳をお持ちの方と、その介護者(1人につき1人まで) ※詳細は各バス会社へお問い合わせください。			
お問合せ先	琉球バス交通 那覇バス(糸満営業所)			
	TEL	098(992)2017	FAX	
	琉球バス交通 那覇バス(本社/豊見城営業所)			
	TEL	098(851)4384	FAX	
	沖縄バス株式会社			
	TEL	098(862)6737	FAX	098(862)6478
	東陽バス株式会社			
	TEL	098(947)1040	FAX	098(947)0040
	ゆいレール(沖縄都市モノレール株式会社)			
	TEL	098(859)2630	FAX	098(859)2941

■ いとちゃん mini

<table>
<tr><td>内容</td><td colspan="4">糸満市内周遊バス「いとちゃん mini」は乗り降りしたい場所や出発時間を自由に選べるデマンド交通です。お買い物や通院、観光、習い事などみんなの外出をお手伝いします。</td></tr>
<tr><td>運行時間</td><td colspan="4">7 時～19 時　※完全予約制です。</td></tr>
<tr><td>料金</td><td colspan="4">※バス停間の直線距離で料金が異なります。料金については、料金表および予約時に確認してください。
＜料金表＞（R5.11.1 時点）
<table><tr><td>バス停間の直線距離</td><td>3 ㎞まで</td><td>6 ㎞まで</td><td>6 ㎞超</td></tr><tr><td>大人運賃（高校生以上）</td><td>300 円</td><td>400 円</td><td>500 円</td></tr><tr><td>子ども運賃（小・中学生）</td><td>150 円</td><td>200 円</td><td>250 円</td></tr><tr><td>障がい者/免許返納者</td><td>150 円</td><td>200 円</td><td>250 円</td></tr></table>
▸幼児（1 歳以上から小学生未満）：保護者同伴で 2 人まで無料（3 人目からはこども運賃）
▸乳児（0 歳）：保護や同伴で無料
▸障がい者：障害者手帳の提示が必要です
▸免許返納者：65 歳以上の人に限ります（運転経歴証明書の提示が必要）
※よく利用する方は、お得な回数券もあります。車内または（有）美ら島営業所にて購入できます。</td></tr>
<tr><td>利用方法</td><td colspan="4">※いとちゃんバス mini は、完全予約制です。電話予約の場合は、下記「予約センター」が連絡先となります。インターネットでの予約もできます。詳しくは、糸満市役所 市民健康部 市民生活環境課のホームページをご覧ください。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">予約センター</td><td colspan="4">糸満市観光協会（電話受付時間：8 時 30 分～16 時 45 分）</td></tr>
<tr><td>TEL</td><td colspan="3">098（840）3210</td></tr>
<tr><td rowspan="2">問い合わせ</td><td colspan="4">糸満市役所 市民生活環境課</td></tr>
<tr><td>TEL</td><td>098（840）8123</td><td>FAX</td><td>098（840）8155</td></tr>
</table>

■ タクシー運賃割引

<table>
<tr><td>内容</td><td colspan="4">タクシーの運賃割引が受けられます。
障害者手帳を提示することで割引（1割）を受けられます。</td></tr>
<tr><td>対象</td><td colspan="4">身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳をお持ちの方</td></tr>
<tr><td rowspan="2">お問合せ先</td><td colspan="4">沖縄県ハイヤー・タクシー協会</td></tr>
<tr><td>TEL</td><td>098（855）1344</td><td>FAX</td><td>098（853）5075</td></tr>
</table>

■ 航空旅客運賃の割引

内容	航空運賃の割引が受けられます。おおむね3割程度割引になります。 ※利用日、区間によって異なります。 ※障害者割引のない航空会社もあります。詳しくは各航空会社へお問い合わせください。
対象	航空会社により異なります。詳しくは、各航空会社へお問い合わせください。
お問合せ先	各航空会社

■ 高速道路通行料金の割引

内容	高速道路通行料金の割引が受けられます 料金窓口で手帳を提示することで割引(5割)が受けられます			
対象	次のいずれかに該当する人です ① 本人が運転する場合は全ての身体障害者 ② 介護者が運転する場合は第1種身体(知的)障害者			
申請に必要なもの	【ETCを利用されない場合】 ①車検証または軽自動車届出証(個人所有に限る) ②身体障害者手帳または療育手帳 ③運転免許証(本人運転の場合) 【ETCを利用される場合】 ① 身体障害者手帳又は療育手帳 ② 自動車検査証または軽自動車届出済証 ③ 運転免許証(障害者ご本人が運転される場合のみ) ④ ETCカード(障害者ご本人名義のもの) ⑤ ETC車載器の管理番号が確認できるもの (ETC車載器セットアップ申込書・証明書等)			
申請場所	糸満市役所　障害福祉課			
	TEL	098(840)8103	FAX	098(840)8152

■ 那覇空港旅客ターミナルビル駐車場割引

内容	那覇空港旅客ターミナルビル駐車場の割引が受けられます。 駐車場出口料金所にて障害者手帳を提示することで割引(5割)が受けられます。			
対象	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方			
お問合せ先	那覇エアポートパーキング(株)			
	TEL	098(858)7626	フリーダイヤル	0120(950)234

生活　移動

■ ガイドヘルパー(移動支援事業)

内容	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動など、社会参加のための外出をする際の、ガイドヘルパーによる移動の介護・付き添いをします。屋外での移動が困難な人について、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的とした地域生活支援事業の一つです。			
対象	肢体不自由児(四肢に麻痺がある方)・知的障害児、精神障害者(「同行援護」対象者は除く)等、または同等の障害がある者			
申請に必要なもの	障害児であることが確認できる書類(以下のいずれか) ・障害者手帳 ・特別児童扶養手当を受給していることを証明する書類(受給者証など) ・医師の診断書など(障害があると認められるもの)			
利用者負担	1割負担(生活保護受給者を除く)			
申請場所	糸満市役所　障害福祉課			
	TEL	098(840)8103	FAX	098(840)8152

■ 行動援護

内容	知的障害や精神障害により行動が困難で介護が必要な人に、行動するときに必要な介助や外出時の移動支援などをします。介護給付サービスの一つです。			
対象	障害支援区分 3 以上で、行動関連項目等(12 項目)の合計点数が 10 点以上の児童			
申請に必要なもの	① 障害児であることが確認できる書類(以下のいずれか) ・障害者手帳 ・特別児童扶養手当を受給していることを証明する書類(受給者証など) ・医師の診断書など(障害があると認められるもの) ② 世帯員全員の個人番号が確認できる書類(マイナンバーカードなど) ③ 認印			
利用者負担	原則として、利用者は、事業者から提供されたサービスの対価の 1 割を負担し(定率負担)、食費等の実費を全額負担します。定率負担については、利用者の負担が多くなりすぎないよう、利用者の属する世帯の所得状況に応じて上限額が設定されています。			
申請場所	糸満市役所障害福祉課			
	TEL	098(840)8103	FAX	098(840)8152

■ 同行援護

内容	重度の視覚障害により移動が困難で介護が必要な人に行動するときに必要な介助や外出時の移動支援を行います。介護給付サービスの一つです。			
対象	同行援護アセスメント調査票による調査項目、「資力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが１点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が１点以上の児童			
申請に必要なもの	①障害児であることが確認できる書類（以下のいずれか） ・障害者手帳 ・特別児童扶養手当を受給していることを証明する書類（受給者証など） ・医師の診断書など（障害があると認められるもの） ②世帯員全員の個人番号が確認できる書類（マイナンバーカードなど） ③認印			
利用者負担	原則として、利用者は、事業者から提供されたサービスの対価の１割を負担し（定率負担）、食費等の実費を全額負担します。定率負担については、利用者の負担が多くなりすぎないよう、利用者の属する世帯の所得状況に応じて上限額が設定されています。			
申請場所	糸満市役所　障害福祉課			
	TEL	098（840）8103	FAX	098（840）8152

■ 駐車禁止除外指定車標章

内容	身体障害者手帳の交付を受けている歩行困難な方等が、使用中の車両で最寄りの警察署から「駐車禁止除外指定車」として標章の交付を受けた場合、駐車禁止区域（指定禁止場所を除く）でも他の交通の妨げにならない限り駐車することができます。 ※障害者本人に対する標章の交付であり、車両は特定しません。（有効期限３年）			
対象	・身体障害者手帳（種別・障害の区分・等級に該当）の交付を受けている者 ・療育手帳の交付を受けている者の重度障害の程度に該当する者で、歩行困難と認められる者 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、一級の障害を有する者 ・小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている者で、色素性乾皮症の者（日出から日没まで）			
申請に必要なもの	・駐車禁止除外指定車標章交付申請書（糸満警察署にも備え付けてあります） ・身体障害者等手帳の写し ・更新の場合は既に交付された標章を添付			
申請場所	糸満警察署　交通課			
	TEL	098（995）0110		

■ 沖縄県ちゅらパーキング利用証制度

<table>
<tr><td>内容</td><td colspan="4">公共施設や商業施設等に設置されている障害者等用駐車区画(「車いすマーク」のある駐車区画)の利用対象者を障害者・高齢者・妊産婦などのうち、歩行が困難な者や移動の際に配慮が必要な者に限定し、対象者には共通の「利用証」を交付することで、同駐車区画の適正利用を図る制度です。
沖縄県は、令和４年７月１日から制度を開始。申請に基づいて「利用証」を交付します。窓口は対象者の住所登録地市町村又は、県(郵送申請のみ)となります。
駐車区画を利用する際は、利用証をルームミラーにかけて使用してください。
【窓口】
＜郵送申請＞
●全て→沖縄県障害福祉課
＜窓口申請＞
●障害者・難病患者・けが人等→糸満市障害福祉課
●高齢者→糸満市介護長寿課
●妊産婦→糸満市健康推進課</td></tr>
<tr><td>対象</td><td colspan="4">歩行が困難な方や移動の際に配慮が必要な方
(障害者手帳保持者・難病患者・高齢者・妊産婦・けが人等)</td></tr>
<tr><td>申請方法</td><td colspan="4">交付申請書(専用ホームページからダウンロードできます)に必要な添付書類を添えて、窓口又は郵送で申請できます。ご家族などが代理で申請する場合には、代理人の本人確認書類が必要となります。郵送申請の際は、沖縄県障害福祉課で受け付けており、交付申請書のほかに利用証を送付するための切手(140円)が必要となります。</td></tr>
<tr><td rowspan="10">申請場所</td><td colspan="4">沖縄県子ども生活福祉部 障害福祉課 計画推進班(郵送での申請)</td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="3">〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2</td></tr>
<tr><td>TEL</td><td>098(866)2190</td><td>FAX</td><td>098(866)6916</td></tr>
<tr><td colspan="4">糸満市役所 障害福祉課 手帳・医療・給付係(障害者・難病患者・けが人等)</td></tr>
<tr><td>TEL</td><td>098(840)8103</td><td>FAX</td><td>098(840)8152</td></tr>
<tr><td colspan="4">糸満市役所 介護長寿課 包括支援係(高齢者)</td></tr>
<tr><td>TEL</td><td>098(840)8114</td><td>FAX</td><td>098(840)8152</td></tr>
<tr><td colspan="4">糸満市役所 健康推進課 母子保健係(妊産婦)</td></tr>
<tr><td>TEL</td><td>098(840)8126</td><td>FAX</td><td>098(840)8154</td></tr>
</table>

■ 障害者に関するマーク

内容	●各団体等が作成・所管する障害者に関係するマークの一例の紹介となります。 ●各マークは、以下に記載する各省庁・自治体・団体が作成・所管するものであり、お問い合わせ等は各マークの所管先へお願いします（いずれも内閣府が作成・所管するものではありません。）。			
名称	**●障害者のための国際シンボルマーク**			
概要	 障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。 ※このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。 ※個人の車に表示することは、国際シンボルマーク本来の趣旨とは異なります。障害のある方が乗車していることを周囲にお知らせする程度の表示になります。したがって、個人の車に表示しても、道路交通法上の規制を免れるなどの法的効力は生じません。駐車禁止を免れる、または障害者専用駐車場が優先的に利用できるなどの証明にはなりませんので、ご理解の上ご使用ください。			
関係団体（お問合せ先）	公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会			
	TEL	03(5273)0601	FAX	03(5273)1523
名称	**●盲人のための国際シンボルマーク**			
概要	 ・世界盲人連合で 1984 年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。 ・このマークを見かけた場合には、視覚障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いします。			
関係団体（お問合せ先）	社会福祉法人日本盲人福祉委員会			
	TEL	03(5291)7885		
名称	**●身体障害者標識（身体障害者マーク）**			
概要	 ・肢体不自由者である事を理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。 ・危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。			
関係団体（お問合せ先）	警察庁交通局交通企画課			
	TEL	03(3581)0141(代)		

名称	●聴覚障害者標識(聴覚障害者マーク)			
概要		・聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。 ・危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。		
関係団体 (お問合せ先)	警察庁交通局交通企画課			
	TEL	03(3581)0141(代)		
名称	●ほじょ犬マーク			
概要		・身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。 ・身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」において、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設は、身体障害のある人が身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは障害者差別に当たります。 ・補助犬はペットではありません。社会のマナーもきちんと訓練されており、衛生面でもきちんと管理されています。 ・補助犬を同伴していても使用者への援助が必要な場合があります。使用者が困っている様子を見かけたら、積極的にお声かけをお願いします。		
関係団体 (お問合せ先)	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室			
	TEL	03(5253)1111(代)	FAX	03(3503)1237
名称	●耳マーク			
概要		・聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークです。また、窓口等に掲示されている場合は、聴覚障害者へ配慮した対応ができることを表しています。 ・聴覚障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。 ・このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法等への配慮(口元を見せゆっくり、はっきり話す・筆談で対応する ・呼ぶときは傍へ来て合図する・手話や身振りで表すなど)について御協力をお願いします。		
関係団体 (お問合せ先)	一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会			
	TEL	03(3225)5600	FAX	03(3354)0046

名称	●ヒアリング・ループマーク			
概要		・補聴器や人工内耳に内蔵されているTコイルを使って利用できる施設・機器であることを表示するマークです。 ・このマークを施設・機器に掲示することにより、補聴器・人工内耳装用者に補聴援助システムがあることを知らしめ、利用を促すものです。		
関係団体（お問合せ先）	一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会			
	TEL	03(3225)5600	FAX	03(3354)0046
名称	●オストメイト用設備／オストメイト			
概要		・がんなどで人工肛門・人工膀胱を造設している排泄機能に障害のある障害者のことをいいます。 ・このマーク(JIS Z8210)は、オストメイトの為の設備(オストメイト対応のトイレ)があること及びオストメイトであることを表しています。 ・このマークを見かけた場合には、身体内部に障害のある障害者であること及びその配慮されたトイレであることを御理解の上、御協力をお願いします。		
関係団体（お問合せ先）	公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団			
	TEL	03(5844)6265	FAX	03(5844)6294
名称	●ハート・プラス マーク			
概要		・「身体内部に障害がある人」を表しています。身体内部(心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能)に障害がある方は外見からは分かりにくいため、様々な誤解を受けることがあります。 ・内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。 ・このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障害への配慮について御理解、御協力をお願いします。		
関係団体（お問合せ先）	特定非営利活動法人ハート・プラスの会			
	TEL	080(4824)9928		

<table>
<tr><td>名称</td><td colspan="4">●「白状 SOS シグナル」普及啓発シンボルマーク
（社会福祉法人日本視覚障害者団体連合推奨マーク）</td></tr>
<tr><td>概要</td><td colspan="4">・白状を頭上 50 ㎝程度に掲げて SOS のシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白状 SOS シグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。
・白状による SOS シグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをお願いします。
※駅のホームや路上などで視覚に障害のある人が危険に遭遇しそうな場合は、白状により SOS のシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをお願いします。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">関係団体
（お問合せ先）</td><td colspan="4">岐阜市福祉事務所障がい福祉課</td></tr>
<tr><td>TEL</td><td>058(214)2138</td><td>FAX</td><td>058(265)7613</td></tr>
<tr><td>名称</td><td colspan="4">●ヘルプマーク</td></tr>
<tr><td>概要</td><td colspan="4">・義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです（JIS 規格）。
・ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">関係団体
（お問合せ先）</td><td colspan="4">東京都福祉局障害者施策推進部企画課社会参加推進担当</td></tr>
<tr><td>TEL</td><td colspan="3">03(5320)4147</td></tr>
</table>

（内閣府・沖縄県公式サイトより）

医療　助成

■ 自立支援医療（育成医療）

内容	障害がある児童に対し、機能障害を回復するための治療や手術などの医療費の助成が受けられます （手術を伴う治療や唇顎口蓋裂に起因する歯科矯正など）			
申請に必要なもの	① 申請書（様式は市役所にあります） ② 診断書（様式は市役所にあります） ※診断書を記載できる医師は指定されていますので、詳しくはお問い合わせ下さい。 ③ 同意書（様式は市役所にあります） ④ 健康保険証 ⑤ 保護者が下記の年金、手当等を受給しているときその受給額が分かるもの（通帳の写しなど） 障害年金、障害を事由とする給付、特別児童扶養手当、特別障害者手当・障害児福祉手当 ※前年分（1月～12月までの1年間）の確認が必要です ⑥ 印鑑（認印可） ⑦ マイナンバー			
申請場所	糸満市役所　障害福祉課			
	TEL	098（840）8103	FAX	098（840）8152

■ 自立支援医療(精神通院)

内容	心の病気による通院医療費の助成が受けられます 通院のほか、往診、デイケア、訪問看護、薬代なども対象となります			
対象	器質性精神障がい(認知症など)、精神作用物質による急性中毒症又はその依存症、知的障害、てんかん、統合失調症、発達障がい、その他の精神疾患を有する方で、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にある人			
申請に必要なもの	① 申請書(様式は市役所と医療機関にあります) ② 診断書(様式は医療機関にあります) ③ 同意書(様式は市役所にあります) ④ 健康保険証 ⑤ 受給者証(再認定・変更手続きの際に必要です) ⑥ 障害年金の受給額が分かるもの(通帳の写しなど) ⑦ 特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当 ※⑥⑦は前年分(1月～12月までの1年間)の確認が必要です ⑧ 所得課税証明書(糸満市で発行できる方は不要) ⑨ 印鑑(認印可) ⑩ マイナンバー			
申請場所	糸満市役所 障害福祉課			
	TEL	098(840)8103	FAX	098(840)8152

※自立支援医療の所得による上限

世帯の所得に応じた区分に分けられ、それぞれに負担の上限額が決められています

区分	対象となる世帯	上限額(月額)
生活保護	生活保護世帯	自己負担なし
低所得1	市民税非課税世帯で障害者の年収が80万円以下	2,500円
低所得2	市民税非課税世帯で「低所得1」以外	5,000円
中間的な所得	市民税課税世帯で市民税額(所得割)が23万5千円未満	医療保険の自己負担限度額
一定所得以上	市民税課税世帯で市民税額(所得割)が23万5千円以上	支給対象外

上記の「所得による上限」とは別に、高額治療継続者(重度かつ継続:じん臓機能障害の透析患者など)は別に上限額が決められています

対象となる世帯	上限額(月額)
市民税課税世帯で市民税額(所得割)が3万3千円未満	5,000円
市民税課税世帯で市民税額(所得割)が3万3千円以上23万5千円未満	10,000円
市民税課税世帯で市民税額(所得割)が23万5千円以上	20,000円

※「世帯」とは、実際に医療を受ける人と同じ医療保険に加入している家族のことです

※沖縄県では復帰特別措置法により「精神通院医療」の自己負担はありません

(ただし、訪問看護事業所の訪問看護については、自己負担があります)

■ 重度心身障害者医療費助成

内容	心身に重度の障害がある人は医療費の助成が受けられます 健康保険証を使って病院や薬局を利用したとき、窓口で支払う自己負担分の一部の助成が受けられます ※健康保険の適用にならないものは対象外です ※こども医療費助成との併用はできません			
対象	次のいずれかに該当する人です ・身体障害者手帳1～2級 ・療育手帳 A1～A2 ただし、次のいずれかに該当している人は対象になりません ・生活保護を受けている人 ・所得が基準額を超えている人			
申請に必要なもの	① 身体障害者手帳、療育手帳 ② 健康保険証健康保険証 ③ 振込用の本人名義の預金通帳 ④ マイナンバー ⑤ 印鑑			
申請場所	糸満市役所 障害福祉課			
	TEL	098(840)8103	FAX	098(840)8152

■ 小児慢性特定疾病医療費助成制度

内容	児童の慢性的な疾病のうち、厚生労働大臣が指定した特定の疾病（16 疾患群 788 疾病）について、その治療に要した医療費の一部または全額を公費で負担する制度です。			
対象	・医療費支給対象者が満 18 歳未満であること（継続認定者は 20 歳の誕生日前日まで） ・沖縄県内（那覇市除く）に住所を有すること ・厚生労働大臣が定める対象疾病の認定基準を満たすもの ※対象疾病の一覧については、小児慢性特定疾病情報センターのサイトをご覧ください。			
申請に必要なもの	① 医療費支給認定申請書 ② 小児慢性特定疾病医療意見書（医療機関で受診の上、指定医が作成） ③ 所得区分照会に関する同意書 ④ 住民票謄本（3 ヶ月以内に発行され、同一保険世帯の全員分が確認できるもの） ⑤ 所得課税証明書（市町村民税）又は生活保護受給証明書 ⑥ 医療保険証の写し ⑦ 返信用封筒（長形 3 号の封筒に切手を貼付） ⑧ マイナンバー確認書類 ※その他、該当する方のみ提出書類があります。			
負担額	指定医療機関として都道府県等が指定した指定医療機関での治療に限られ、所得に応じた自己負担が生じます。 ※重症患者認定の基準に該当する方は、申請を行うことで自己負担上限額が減額される場合があります。詳しくは、申請先までお問い合わせください。			
申請先及び お問合せ先	沖縄県南部保健所　地域保健班			
	TEL	098(889)6945	FAX	098(888)1348

■ 特定医療費(指定難病)公費負担制度

内容	発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とする難病と呼ばれる疾病のうち、国が定めた指定難病について、医療の確立・普及を図るとともに、患者の医療費の負担軽減を図ることを目的とした制度です。			
対象	・沖縄県に住所を有する者 ・指定難病にかかっていると認められる者で次の①か②のいずれかに該当する者 ① その症状の程度が国の定める程度の者 ② 上記①に該当せず、申請を行った月以前の 12 月以内に、指定難病に係る総医療費(※)が 33,330 円を超える月が 3 月以上ある者(軽症高額該当) ※総医療費(10割負担額)は、加入する医療保険者が負担する金額も含みます。総医療費が33,330円となるのは、患者さんが窓口で支払う医療費で換算すると1月あたりおおむねの金額となります。(3割負担の場合:10,000円、2割負担の場合:6,670円、1割負担の場合:3,330円)			
申請に必要なもの	① 特定医療費(指定難病)支給認定申請書 ② 臨床調査個人票(指定難病の診断書) ③ 続柄の記載された住民票謄本 ④ 所得・課税証明書 ⑤ 医療保険証の写し(コピー) ⑥ 医療保険上の所得区分照会における同意書 ⑦ 返信用封筒(定形長形3号)に切手を貼付 ※他、提示書類や該当者のみ提出する書類があります。詳しくは、沖縄県保健所版特定医療費(指定難病)公費負担制度のしおり(那覇市を除く)をご覧ください。(ホームページご確認いただけます。) ※郵送での手続きも可能です。沖縄県南部保健所のホームページ地域保健班特定医療費(指定難病)、小児慢性特定疾病医療費助成制度、特定不妊治療費助成事業等の郵送による申請についてをご確認いただき、郵送にあたっての注意点等をご確認ください。			
負担額	特定医療費の支給が認定された場合、世帯の所得・市町村民税の課税額に応じて自己負担上限額が設定されます。 ※治療が受けられる医療機関等は、沖縄県が指定する医療機関・薬局・訪問看護ステーションで、特定医療費(指定難病)受給者証に記載された指定医療機関に限ります。 ※指定難病にかかる通常の医療費助成を受けてもなお医療費の負担が重い患者さんで、条件を満たしている方については、「高額かつ長期」(高額難病治療継続者)の申請をすることで、自己負担上限額が軽減されます。詳しくは申請先までお問い合わせください。			
申請先及びお問合せ先	沖縄県南部保健所　地域保健班			
	TEL	098-889-6945	FAX	098(888)1348

育む　療育

■ 児童発達支援

内容	未就学の児童に日常生活における基本的な動作の指導、知能技術の与、集団生活への適応訓練を行います。医療型、居宅訪問型もあります。			
対象	未就学で障害があると認められた児童			
申請に必要なもの	①　療育の必要性が確認できる書類（以下のいずれか） ・障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳） ・特別児童扶養手当を受給していることを証明する書類（受給者証など） ・医師の意見書（療育の必要性が確認できるもの） ②　世帯員全員の個人番号が確認できる書類（マイナンバーカードなど） ③　認印			
利用者負担額	原則として、利用者は、事業者から提供されたサービスの対価の １ 割を負担し（定率負担）、食費等の実費を全額負担します。定率負担については、利用者の負担が多くなりすぎないよう、利用者の属する世帯の所得状況に応じて上限額が設定されています。			
申請場所	糸満市役所　障害福祉課			
	TEL	098(840)8103	FAX	098(840)8152

■ 放課後等デイサービス

内容	就学中の児童に、授業の終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。			
対象	就学後の障害があると認められた児童			
申請に必要なもの	① 療育の必要性が確認できる書類(以下のいずれか) ・障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳) ・特別児童扶養手当を受給していることを証明する書類(受給者証など) ・医師の意見書(療育の必要性が確認できるもの) ② 世帯員全員の個人番号が確認できる書類(マイナンバーカードなど) ③ 認印			
利用者負担額	原則として、利用者は、事業者から提供されたサービスの対価の 1 割を負担し(定率負担)、食費等の実費を全額負担します。定率負担については、利用者の負担が多くなりすぎないよう、利用者の属する世帯の所得状況に応じて上限額が設定されています。			
申請場所	糸満市役所 障害福祉課			
	TEL	098(840)8103	FAX	098(840)8152

■ 保育所等訪問支援

内容	保育所や幼稚園、認定こども園、学校、放課後児童クラブなど集団生活を営む施設を訪問し、障害のない子どもとの集団生活への適応のための専門的な支援を行います。			
対象	保育所等の施設に通う障害のある児童のうち、集団での生活や適応に専門的支援が必要な児童			
申請に必要なもの	① 療育の必要性が確認できる書類(以下のいずれか) ・障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳) ・特別児童扶養手当を受給していることを証明する書類(受給者証など) ・医師の意見書(療育の必要性が確認できるもの) ② 世帯員全員の個人番号が確認できる書類(マイナンバーカードなど) ③ 認印			
利用者負担額	原則として、利用者は、事業者から提供されたサービスの対価の 1 割を負担し(定率負担)、食費等の実費を全額負担します。定率負担については、利用者の負担が多くなりすぎないよう、利用者の属する世帯の所得状況に応じて上限額が設定されています。			
申請場所	糸満市役所 障害福祉課			
	TEL	098(840)8103	FAX	098(840)8152

育む　保育

■ 特別支援教育・保育（加配保育）

内容	教育及び保育を必要とし、心身に障がいのある児童で、集団保育が可能な場合に保育を行います。	
対象	心身に障がいを持ち、かつ集団保育が可能な児童	
申請に必要なもの	① 特別支援教育・保育申請書 ② 障がいの状況がわかる医師の診断書等 ③ 身体障害者手帳、療育手帳、特別児童扶養手当証書、通所受給者証の写し（所持者のみ）	
申請場所	糸満市役所　保育こども園課	
	TEL	098(840)8131

育む　教育

■ 就学相談

内容	就学前幼児や児童生徒の就学に関する個別相談を受け付けています。	
対象	・特別支援学校への就学、特別支援学級・通級指導教育への入級を希望する幼児・児童生徒の保護者 ・言葉の遅れや発達の気になる幼児・児童生徒の保護者	
問い合わせ先	糸満市教育委員会　学校教育課　指導係	
	TEL	098(840)8165

■ 就学相談会

内容	毎年6月頃、特別支援教育に関する情報提供や、就学のための支援を目的とした相談会を実施しています。	
対象	・特別支援学校への就学、特別支援学級・通級指導教育への入級を希望する幼児・児童生徒の保護者 ・言葉の遅れや発達の気になる幼児・児童生徒の保護者	
申し込み方法	申込書および調査票の提出が必要です。 申込用紙等は幼児教育施設や学校に配布しますので、そちらより申し込みをお願いします。 ※在籍園がない場合は、学校教育課に相談下さい。	
問い合わせ先	糸満市教育委員会　学校教育課　指導係	
	TEL	098(840)8165

■ 県立西崎特別支援学校幼稚部　案内

内容	沖縄県立西崎特別支援学校幼稚部では、学校説明会（例年　6　月上旬）及び体験入学・志願前相談（9　月末まで）を行っています。幼稚部の様子を参観・体験することで、幼稚部教育への理解と、幼児にあった育ちの場を考える機会にして頂くことをねらいとしています。			
対象	次年度に幼稚部（次年度4月時点で3～5歳で、知的障害の診断がある幼児が対象）の入試を考えている保護者、その担当者 ●通学区域（住民票上の住所地に該当する中学校区域になります） ①糸満市全域 ②那覇市（那覇市立小禄中学校、金城中学校区域、 ※幼稚部のみ　那覇市立鏡原中学校区域も加える） ③豊見城市（豊見城市立豊見城中学校、伊良波中学校区域）			
申請に必要なもの	学校説明会や体験入学・志願前相談は、申し込みが必要となります、詳細は、県立西崎特別支援学校ホームページにてご確認頂くか、県立西崎特別支援学校へお問い合わせ下さい。			
申請場所	県立西崎特別支援学校 （担当者：幼稚部職員・特別支援教育コーディネーター又は幼稚部職員）			
	TEL	098（994）6855	FAX	098（994）6856

※西崎特別支援学校は、基本的に、知的障害が中等度から重度である幼児が対象となります。又、保護者の保育参加が必須となります（時期によって変動があり）。

※志願希望者は、志願前相談を受ける必要があります（例年 9 月頃）。入試時期は 11 月を予定しています。

※他、糸満市の他障害を対象としている特別支援学校指定校は下記のとおりとなっています。学校説明会等については各校にお問い合わせください。尚、森川特別支援学校に関しましては、幼稚部の設置はありません。

・視覚障害（弱視）・・・沖縄盲学校
・聴覚障害（難聴）・・・沖縄ろう学校
・肢体不自由・・・・・・島尻特別支援学校
・病弱（身体虚弱）・・・森川特別支援学校

※ご不明な点やご相談等ありましたら、担当者までご連絡ください。

■ 県立西崎特別支援学校　教育相談

内容	西崎特別支援学校では、地域における特別支援教育のセンター的機能の一環として、教育相談や教育的支援、情報提供などを行っていますお気軽にご相談ください。			
対象	保護者、関係機関職員、学校関係者			
相談時間	電話相談 ： 午前 10 時～午後 4 時 来校相談 ：（事前に電話予約が必要）			
相談料	無料			
相談窓口	県立西崎特別支援学校　特別支援教育コーディネーター			
	TEL	098(994)6855	FAX	098(994)6856

楽しむ

■ 地域活動支援センター

内容	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの便宜を供与する事により、障がい者等の地域生活支援の促進を図ることを目的としています。利用の流れについては、下記までご相談ください。			
対象	糸満市内に住む障がいをもつ方及びそのご家族の方で、日中の活動（行動や一人で過ごせる力等）がおおむね自立している方			
活動時間	月～金曜日：午前 9 時～午後 4 時 30 分 ※土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）はお休み			
利用者負担額	無料（イベント等については、参加費を徴収する場合があります）			
お問合せ先	糸満市障害者地域活動支援センター　陽だまり ＜糸満市字照屋 1221-1　2 階　（糸満市農村環境改善センター2 階）＞			
	TEL	098（840）8468	FAX	098（840）8469

■ 声の広報

内容	視覚障害者に「市広報」「社会福祉協議会だより」「市議会だより」の音訳 CD を配布します。			
対象	視覚障害者			
申請場所	糸満市役所　秘書・防災課			
	TEL	098（840）8118	FAX	098（840）8112

■ 糸満市放課後児童クラブ（障がい児受入）

内容	心身に障がいのある児童で、保護者が仕事などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊びや生活の場を与えます。	
対象	保護者の就労・疾病・その他の理由により、昼間家庭にいない小学 １年生～６年生までの糸満市内在住の児童。	
申込方法	① 11 月頃 各クラブより、「入所申込書」、各種証明「就労証明書等」の配布 ※糸満市 HP からも必要な書類がダウンロードできます。 ② 12 月頃 利用を希望する放課後児童クラブへ申込 ※各クラブへ「入所申込書」「就労証明書等」を提出してください。	
問い合わせ	糸満市役所　こども未来課	
	TEL	098(840)8191

■ 子どもの居場所

内容	地域の中で子どもが1人で立ち寄れる居場所があります。詳しくは次ページ**「ネットワークいとまん」**をご参照ください。利用には、要件があるので各居場所にお問い合わせください。	
対象	各居場所で異なります。詳しくはお問い合わせください。	
申請に必要なもの	まずは電話にて確認。	
問い合わせ	各居場所　または　糸満市社会福祉協議会	
	TEL	098(994)0563（糸満市社会福祉協議会）

ネットワークいとまん

子ども食堂　子どもの居場所
学習支援　母子広場

1 ふらっとこうえん前
☎080-9850-4602
糸満市西崎3-120 1-8
無料 無料

【開所】月～木 10:30～18:00 金 12:00～18:00
【対象】3～18歳（未就学児は保護者同伴）
【主な活動内容】地域の民生委員・児童委員とも連携し、子ども達が安心して過ごせる遊びや宿題場所の居場所を提供。

2 西崎太陽児童館（サタデークッキング）
☎098-992-4228
糸満市西崎1-35-2
無料 無料

【開所】土 10:00～13:00（月3～4回、月1回休み、祝日除く）
【対象】0～18歳（未就学児は保護者同伴）
【主な活動内容】子ども達と一緒に調理、食事、片付けを行い、生活指導も行う。

3 拠点型子どもの居場所 いっぽ
☎098-987-4112
糸満市西崎6-4-8
無料 無料

【開所】月～金 9:30～16:30（土・日、祝祭日、年末年始除く）
【対象】不登校・ひきこもり・未就学児の親子・若年妊産婦
【主な活動内容】学習支援・食事提供・生活指導・ソーシャルワーク

4 ゆいと教室
☎098-840-8191
糸満市役所 こども未来課
無料 無料

【開所】月～金 15:00～21:00（無料学習塾）
【対象】小5～6・中1～中3まで
【主な活動内容】学習支援・食事支援・生活指導・キャリア形成支援
※市役所が窓口になります。利用条件があるため電話にて要確認。

5 糸満いまなび教室
☎098-840-8132
糸満市役所 社会福祉課
無料 無料

【開所】月～金 15:00～21:00（無料学習塾）
【対象】中1～中3まで
【主な活動内容】学習支援・生活指導・キャリア形成支援
※市役所が窓口になります。利用条件があるため電話にて要確認。

6 糸満がじゅまる児童センター（学習支援）
☎098-995-1937
糸満市字糸満1410-10
無料 無料

【開所】毎週 火・木 17:30～19:30（祝日除く）
【対象】糸満小学校・糸満南小学校 4～6年生、中学生
【主な活動内容】学習支援・生活指導

7 自立支援室 希望（のぞみ）
☎080-9248-0797（糸満市役所 教育委員会）
糸満市字糸満1410-10（がじゅまる児童センター内 2F）
無料

【開所】月～金 10:00～18:00
【対象】小学生～18歳（非行傾向・不登校・発達障がい等）
【主な活動内容】自立と自律を目指し、対話や遊びをとおして社会適応能力を育てる。

8 糸満市マザーズスクエア いいまぁる
☎098-996-2910
糸満市西崎町3-494 コーポ礼101
無料

【開所】月～金 9:00～19:00
【対象】ひとり親家庭で市が定める条件を満たす者
【主な活動内容】ひとり親家庭に対しアパートの家賃補助や就労、子どもの教育など、地域の中で自立した生活が送れるように総合的な支援を行う。

9 子育て広場 ぽかぽか
☎098-992-6508
糸満市西崎6-4-8
無料

【開所】月～金 10:00～15:30（16時閉館）（土・日・祝祭日休み）
【対象】0歳～就学前の親子
【主な活動内容】育児相談・地域の子育て支援・育児情報の提供

10 子どもカフェ@よつば
☎080-1177-1434
糸満市字賀数61番地
無料

【開所】毎月第3日曜日 10:00～14:00
【対象】兼城小中校区の小学1年生～高校3年生
【主な活動内容】子ども食堂での食事及び片付けをとおして、地域とのふれあいを豊かにする。

11 子育て支援センター ぬくぬく
☎098-852-3633
糸満市字糸洲611-6
無料

【開所】月～金 9:30～12:00/ 13:30～16:00（土・日・祝祭日休み）
【対象】0歳～就学前の親子
【主な活動内容】育児相談・一時預かり事業・地域の子育て支援
育児情報の提供

12 子育て広場 まかべ
☎098-997-2835
糸満市字真壁1932
無料

【開所】月～金 10:00～15:30（16時閉館）（土・日・祝祭日休み）
【対象】0歳～就学前の親子
【主な活動内容】育児相談・地域の子育て支援・育児情報の提供

13 阿波根放課後 寺子屋
☎090-5924-5406
糸満市字阿波根42
無料 無料 無料

【開所】月・水・金 16:00～21:00（無料学習塾）（小学生は19:00まで）
【対象】小学生～高校3年生まで
【主な活動内容】学習支援・生活指導・食事提供（金曜日のみ）

14 子ども第三の居場所 HOPE
☎098-911-5125
糸満市西崎町3-21
無料 無料

【開所】月・水・金 11:00～19:00
【対象】不登校（小学生～高校生）
【主な活動内容】学習サポート・食事提供・体験学習
子どもたちが安心して過ごせる居場所を提供。

相談

■ 育児相談

●妊娠・出産・子育てについての相談

内容	地区担当保健師及び母子保健コーディネーターが一人ひとりに寄り添い必要な支援につなげていきます。相談内容に応じ、子育て支援プランを一緒に考えていきます。	
問い合わせ	糸満市子育て世代包括支援センター（糸満市健康推進課内）	
	TEL	098(840)8126

●子どもや家庭全般に関する相談

内容	子育てに関する専門職が、子ども・家庭全般に関する悩みを聞きます。相談対応や訪問により、継続的に支援します。	
問い合わせ	こども家庭総合支援拠点（糸満市こども未来課内）	
	TEL	098(840)8191

●子育て支援センター・子育て広場での相談

内容	子育て支援センター・子育て広場では、保育支援等のスペースを開放し、専任の保育士が育児相談や催しを通じて親子のふれあいや交流を深めるお手伝いをします。	
問い合わせ	子育て支援センター　ぬくぬく	
	TEL	098(852)3633
	子育て広場　ぽかぽか	
	TEL	098(992)6508
	子育て広場　まかべ	
	TEL	098(997)2835

●発達、子育てについての相談

内容	保護者や他関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。 来所が難しい場合はお電話での相談やメール等での相談も可能です。			
問い合わせ	こども発達支援センター　ココイク ＜糸満市字真栄里 860 番地－6＞			
	TEL	098(992)5519	メール	kokoiku@taman.or.jp

●巡回支援による相談

内容	教育・保育施設での様子を確認しながら、子どもの育ちや子育てについて 相談・助言・支援を行います。	
対象	教育・保育施設に在園する児童の保護者、ご家族	
問い合わせ	糸満市役所　保育こども園課	
	TEL	098(840)8131

■ 指定特定相談支援事業所

<table>
<tr><td>内容</td><td colspan="4">障害者(児)等からの相談に応じ、助言や連絡調整などの必要な支援を行うほか、障害者(児)が 障害福祉サービスを利用する前にサービス等利用計画案を作成し、サービス利用開始後一定期間ごとにモニタリングを行います。</td></tr>
<tr><td>対象</td><td colspan="4">障害福祉サービス等を申請した障害者(児)であって、市町村がサービス等利用計画案の提出を求めた者</td></tr>
<tr><td rowspan="4">お問合せ先</td><td colspan="4">●障害福祉サービスの申請に関すること
糸満市役所　障害福祉課　サービス・相談支援係</td></tr>
<tr><td>TEL</td><td>098(840)8103</td><td>FAX</td><td>098(840)8152</td></tr>
<tr><td colspan="4">●サービス等利用計画案の作成依頼に関すること
各相談支援事業所</td></tr>
<tr><td>事業所名・TEL</td><td colspan="3">次ページ「市内指定特定相談支援事業所」をご参照ください</td></tr>
</table>

地域で安心して暮らすため、「計画」を立てます。

～「サービス等利用計画」作成について～

① 障害福祉サービスなどを利用したい場合、市役所（障害福祉課）に相談・申請をします。

② 認定調査・審査会での区分認定

介護給付を希望する場合は、審査会での区分認定が必要です。

③ 「サービス等利用計画案作成依頼書」が発行されます。

④ 指定特定相談支援事業所と、相談支援を受けるための契約をします。

教えて！ サービス等利用計画案とは？

どんなサービスを利用して、どんな生活をしたいか、相談支援専門員とお話しします。相談支援専門員は、お話からニーズを確認し、目標に向けた計画を作成します。

教えて！ 誰が計画書を作成するの？

指定特定相談支援事業所が作成します。市内には10カ所あります。また、市外の事業所でも作成できます。

計画を作成するための費用はかかりません。

作成依頼

電話で「サービス等利用計画案の作成を依頼したい」とお伝えください。

指定特定計画相談事業所

（裏面の事業所一覧をご確認ください。）

⑤ 支給決定・受給者証の発行

⑥ 相談支援事業所、利用事業所と担当者会議

⑦ サービスの利用開始

申請から利用までに３カ月程度の期間を要します。計画作成中から、病院や事業所などの関係機関と連携、情報共有を行っていきます。

【問い合わせ】障害福祉課　サービス・相談支援係☎098-840-8103

市内指定特定相談支援事業所

（2024年4月1日現在）

武富
あおば
☎992-3280
※障害「者」のみ

武富
あおぞら
☎090-6861-3388
下記の専門性の高い体制を整備しています。
・要医療児者支援体制加算
・精神障害者支援体制

阿波根
こども未来テラス
☎852-3011
※障害児のみ

賀数
なんざん
☎992-2578
下記の専門性の高い体制を整備しています。
・行動障害支援体制加算
・精神障害者支援体制加算

座波
クレヨン
☎080-6499-0739

阿波根
ソフィア
☎851-7367
※障害「者」のみ

照屋
コドモノミライ相談室
☎996-3424

糸満
のんびり
☎840-3155
下記の専門性の高い体制を整備しています。
・行動障害支援体制
・要医療児者支援体制

照屋
たまん
☎840-8468
下記の専門性の高い体制を整備しています。
・行動障害支援体制加算
・要医療児者支援体制加算
・精神障害者支援体制加算
・ピアサポート体制加算

大度
せいめい
☎997-4771
下記の専門性の高い体制を整備しています。
・行動障害支援体制加算
・精神障害者支援体制加算

摩文仁
みなみの里
☎997-3900
下記の専門性の高い体制を整備しています。
・行動障害支援体制
・精神障害者支援体制

相談支援専門員です。
よろしくお願いします！

相談支援事業所は、利用者本人が選択することができます。
計画案作成のため、直接お会いさせていただきます。

年に数回、相談支援専門員がサービスの利用状況などについて確認するモニタリングがあります。悩みごとや分からないことなどがあれば、相談支援専門員にご相談ください。

教えて！ 相談支援専門員とは？

障害者などの相談に応じ、助言や連絡調整などの必要な支援を行うほか、サービス利用計画の作成を行います。

【問い合わせ】障害福祉課　サービス・相談支援係☎098-840-8103

■ 相談支援事業(委託相談)

内容	障害者や障害児の保護者のさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。また、障害者などに対する虐待の防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のための必要な援助を行います。			
対象	糸満市内にお住いの障がいのある方やご家族・関係者			
利用時間	月～金曜日:午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分 土曜日・日曜日・祝祭日・12 月 29 日～1 月 3 日及び慰霊の日はお休み			
利用者負担額	無料			
お問合せ先	糸満市障害者地域活動支援センター陽だまり ＜糸満市字照屋 1221-1　2 階　(糸満市農村環境改善センター内)＞			
	TEL	098(840)8468	FAX	098(840)8469

■ 沖縄県医療的ケア児支援センター

内容	医療的ケア児やその他関係者からの相談に応じ、適切な相談窓口のご案内もしくは助言等の支援を行います。			
対象	医療的ケア児・ご家族、支援関係者			
問い合わせ	沖縄県医療的ケア児支援センター　沖縄南部療育医療センター内(1 階)			
	TEL	098(894)6820	FAX	098(894)6851

家族支援

■ ペアレント・プログラム

内容	ペアレント・プログラムは、育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者など、支援者が効果的に支援できるよう設定されたグループプログラムです。発達障害やその傾向のある子どものいる保護者だけではなく、さまざまな悩みのある保護者に有効とされています。子どもの行動の見方を工夫し、褒めるポイントの見付け方を学びます。すべてのプログラムを終えたとき、「子どもに対する見方が変わって、なんだか気持ちが楽になった」、そんなふうに思える取り組みです。また、同じように子育てに悩んでいる仲間との出会いもあります。			
対象	糸満市在住で子育てに難しさを感じている保護者 （年３回開催、各回定員:10 名）			
申請に必要なもの	『こども発達支援センター　ココイク』へお申し込みください。 ※6回連続のプログラムです。各回の参加をお願いします。 ※託児あります（無料）。希望される方は、申し込みのときにお伝えください。			
利用者負担額	無料			
申請場所	『こども発達支援センター　ココイク』 （ペアレント・プログラムは、糸満市役所障害福祉課が『こども発達支援センター　ココイク』に業務委託しています。詳しくは『こども発達支援センター　ココイク』までお問い合わせください。）			
	TEL	098(992)5519	FAX	098(992)5515

情報発信

■ 沖縄県発達障がい者支援センター　がじゅま～る

<table>
<tr><td>内容</td><td colspan="4">　沖縄県発達障がい者支援センター（通称「がじゅま～る」）は、発達障がい児（者）への支援を総合的に行なうこととあわせて、支援体制の整備を目的とした拠点機関です。
　当センターでは、ご本人やご家族の方に対する直接的な支援をすべて担うのではなく、より身近な地域で細かな支援が受けられるよう、コーディネートや情報提供をしていくことを大切にしております。ホームページにて情報をご提供させていただいております、ご参照ください。</td></tr>
<tr><td>対象</td><td colspan="4">支援者、ご本人、ご家族</td></tr>
<tr><td>利用時間</td><td colspan="4">9:00～17:00（祝祭日除く月～金曜日）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">場所</td><td colspan="4">『沖縄県発達障がい者支援センター　がじゅま～る』
沖縄市比屋根５丁目２番17号（沖縄中部療育医療センター内に併設）</td></tr>
<tr><td>ホームページ</td><td colspan="3">https://www.okinawa-gajyumaru.jp/</td></tr>
<tr><td>TEL</td><td>098(982)2113</td><td>FAX</td><td>098(982)2114</td></tr>
</table>

作成日：令和６年３月

発行元：糸満市地域自立支援協議会　子ども・療育部会

お問い合わせ

◆糸満市福祉部　障害福祉課　サービス・相談支援係　TEL：(098)840-8103
◆糸満市障害者地域活動支援センター陽だまり　TEL：(098)840-8468